

-BPO 放送倫理検証委員会-
日本テレビ『スッキリ!!』の「弁護士の“ニセ被害者”紹介」に
“放送倫理違反とまでは言えない”との意見を公表

<http://www.bpo.gr.jp/>

日本テレビの『スッキリ!!』がネット詐欺の企画で弁護士から紹介された2人の被害者インタビューを放送しましたが、実は2人は被害者ではなく、弁護士の事務所職員でした。この事案について、放送倫理・番組向上機構[BPO]の放送倫理検証委員会(川端和治委員長)は、2014年3月5日(水)記者会見し、「ニセ被害者」の証言を放送し、視聴者の信頼を損なったと指摘しました。そのうえで、紹介した弁護士がインターネット詐欺の専門家であり、取材にも立ち会うなど、客観的な裏付け証拠に代わる“保証”があったと考えられるなどとして、「放送倫理違反とまでは言えない」とする意見を公表しました。

■ 概要

日本テレビの朝の情報番組『スッキリ!!』は、2012年2月と6月、インターネット詐欺被害を訴える「被害者」2人を弁護士から紹介を受けて取材し、詳細な被害証言を特集として放送した。しかし、この2人は当時この弁護士が所属していた法律事務所の職員で、弁護士から依頼されて「被害者」を演じていたことが、翌2013年7月に発覚した。

■ 委員会の判断

「ニセ被害者」の紹介やインタビュー立ち会いなど取材時の状況から、客観的な裏付け証拠に代わる弁護士の保証があったと考えられること、弁護士に対する放送局の信頼には根拠があること、「真実尊重義務」を負いながらニセ被害者を紹介した弁護士に、事実と異なる放送がされた主たる責任があることが、まず考慮されなければならない。(中略)さらに、本件放送のねらいは視聴者に詐欺被害の実態を周知して新たな被害を防止することだった。こうした新しい問題に取り組んでいる場合に、弁護士の紹介とインタビュー立ち会いがあるのに、その人物が実際に被害にあったかどうかを客観的証拠で確認することまで要求しては、番組制作の意欲をそいでしまいかねないことも危惧される。それでは、かえって視聴者に不利益な結果をもたらしかねないだろう。これらをあわせ考えると、委員会は、本件放送について、裏付け取材の不足は否めないものの、放送倫理違反があるとまでは言えないと判断する。

■委員会決定の全文はこちら http://www.bpo.gr.jp/?p=7321&meta_key=2013

<参考資料>

「放送倫理検証委員会」運営規則 http://www.bpo.gr.jp/?page_id=903

■ 放送倫理・番組向上機構 概要

名称：放送倫理・番組向上機構[BPO]

放送事業の公共性と社会的影響の重大性を踏まえて、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的とした非営利・非政府の団体。言論・表現の自由を確保しつつ、視聴者の基本的人権を擁護するため、放送への苦情や放送倫理上の問題に対応する独立した第三者機関で、民放連およびNHKによって設置され、以下の三委員会から構成される。

委員会：放送倫理検証委員会

放送と人権等権利に関する委員会(放送人権委員会)

放送と青少年に関する委員会(青少年委員会)

住所：東京都千代田区紀尾井町1-1 千代田放送会館

理事長：飽戸 弘

URL: <http://www.bpo.gr.jp/>